

## 時代とともに

第12回

# 終わらない戦後:被爆者認定訴訟をめぐる

神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山崎 泰彦 やまさきやすひこ

昭和20年生まれ。専門は社会保障の制度・政策論。社会保障研究所研究員、上智大学教授、神奈川県立保健福祉大学教授等を経て、平成23年より現職。公職として、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員等を歴任し、現在、社会保障制度改革推進会議委員、共済組合連盟会長などを務める。



終戦から75年。8月15日の終戦記念日には全国戦没者追悼式、原爆が投下された6日・9日には広島・長崎で死没被爆者慰霊式が執り行われ、各種メディアでも、風化させてはならない戦争の惨禍を伝える報道が特集されていた。そのなかには、今なお戦後が終わらないことを痛感させられるものも少なくない。

直近では、7月29日、原爆投下直後に降った放射性物質を含んだ「黒い雨」を国の援護対象区域外で浴びた原告84人全員を被爆者と認めた広島地裁判決があった。これに対して、8月12日、被告の広島県、広島市、政府は、広島高裁に控訴する一方、加藤厚生労働大臣は、黒い雨と健康被害の因果関係などを検証し、援護対象区域の拡大も視野に再度の検討を行う方針を明らかにした。

原爆症認定制度をめぐるのは、筆者自身、かつて「原爆症認定制度の在り方に関する検討会」にかかわった。学識者のほかに、日本原水爆被害者団体協議会からも代表委員の坪井直氏らが検討に参加され、2010年12月から2013年12月まで計25回におよぶ検討を行ったが、報告書は多数意見と少数意見の併記になった。救済の観点から科学的知見を広くとらえ、個別事情と併せて総合的に判断する司法に対して、行政は放射線起因性という科学的知見を基本におく。両者の間の乖離を埋めることができなかった。

被爆者援護法(1994年)の前文では、「原子爆弾の投下の結果として生じた放射能に起因する健康被害が他の戦争被害とは異なる特殊の被害であることにかんがみ」(下線筆者)、国の責任において、被爆者に対する総合的な援護対策を講じることとしている。放射線起因性にこだわらざるを得ないのは、それが一般の戦争犠牲者と区別する決定的な要件だからである。ちなみに、原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告書(1980年)は、「戦争という非常事態のもとで、国民が何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国をあげて戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならないものである」としている。同様に、最高裁判所は、名古屋大空襲訴訟、東京大空襲訴訟、大阪大空襲訴訟のいずれについても、「受忍説」を根拠に上告を棄却した。

被爆者の高齢化が進むなか、被爆による健康被害と高齢者一般の疾病との区別がつきにくくなり、エビデンスベースの検証も難しくなってきた。最終的には政治的判断に委ねざるを得ないのだろうが、一般の戦争犠牲者にも納得していただける着地点を見いだせるのか、難題を背負っている。

一方、その一般戦争犠牲者についても、沖縄戦民間犠牲者を含む全国空襲被害者等連絡協議会(全国空襲連)の運動などを背景に、超党派の空襲被害者等援護法(仮称)を実現する議員連盟(空襲議連)が議員立法による提案、成立をめざしている。さらには、海外で眠る還らぬ遺骨の収集について、昨年発覚した外国人の遺骨との取り違い問題も含め、対応が急がれている。戦後処理の新たな段階に入ったようだ。